**液化石油ガス販売事業廃止届**

関係法令等　　法第２３条、規則第２６条、その他

◎　販売事業者は、販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、登録をした広域振興局等に届け出なければなりません。

なお、「液化石油ガス販売事業廃止届」のほか、「保安業務廃止届」「特定液化石油ガス設備工事事業廃止届」「高圧ガス販売事業廃止届」も該当する場合は併せて提出のこと。

◎　必要書類

　　　液化石油ガス販売事業廃止届書（様式第１１）